

スーパー早期審査の手続について

平成30年7月4日
特許庁審査第一部調整課

1. スーパー早期審査の対象となる出願

スーパー早期審査の対象となる出願は、出願審査の請求がなされている^(注1)審査着手前^(注2)の出願であって、以下の(1)及び(2)のいずれの要件も満たす特許出願とします。

- (1) 「実施関連出願」かつ「外国関連出願」であること、又はベンチャー企業による出願であって「実施関連出願」であること^{(注3)(注4)}
- (2) スーパー早期審査の申請前4週間以降になされたすべての手続をオンライン手続とする出願であること^(注5)

なお、上記(1)及び(2)の要件を満たさず、スーパー早期審査の対象とされないものであっても、早期審査の要件を満たすものについては、通常の早期審査の対象として選定され、通常審査よりも早期に審査を行います。

(注1) 審査請求とスーパー早期審査の申請は同時でも構いません。

(注2) 「審査着手前」とは、「特許庁の審査官による以下のいずれかの通知等が到達する前」を意味します。

拒絶理由通知（特許法第50条）

特許査定の際の謄本の送達（特許法第52条第2項）

明細書における先行技術文献開示義務違反の通知（特許法第48条の7）

同一発明かつ同日出願の場合の協議指令（特許法第39条第6項）

(注3) 「実施関連出願」及び「外国関連出願」の条件は、早期審査と同じです。

(注4) ベンチャー企業による出願とは、出願人の全部又は一部が次の(i)から(iii)までのいずれかに該当するものです。

(i) その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主

(ii) 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては5人）以下で設立後10年を経過しておらず、か

つ、他の法人に支配されていない法人*

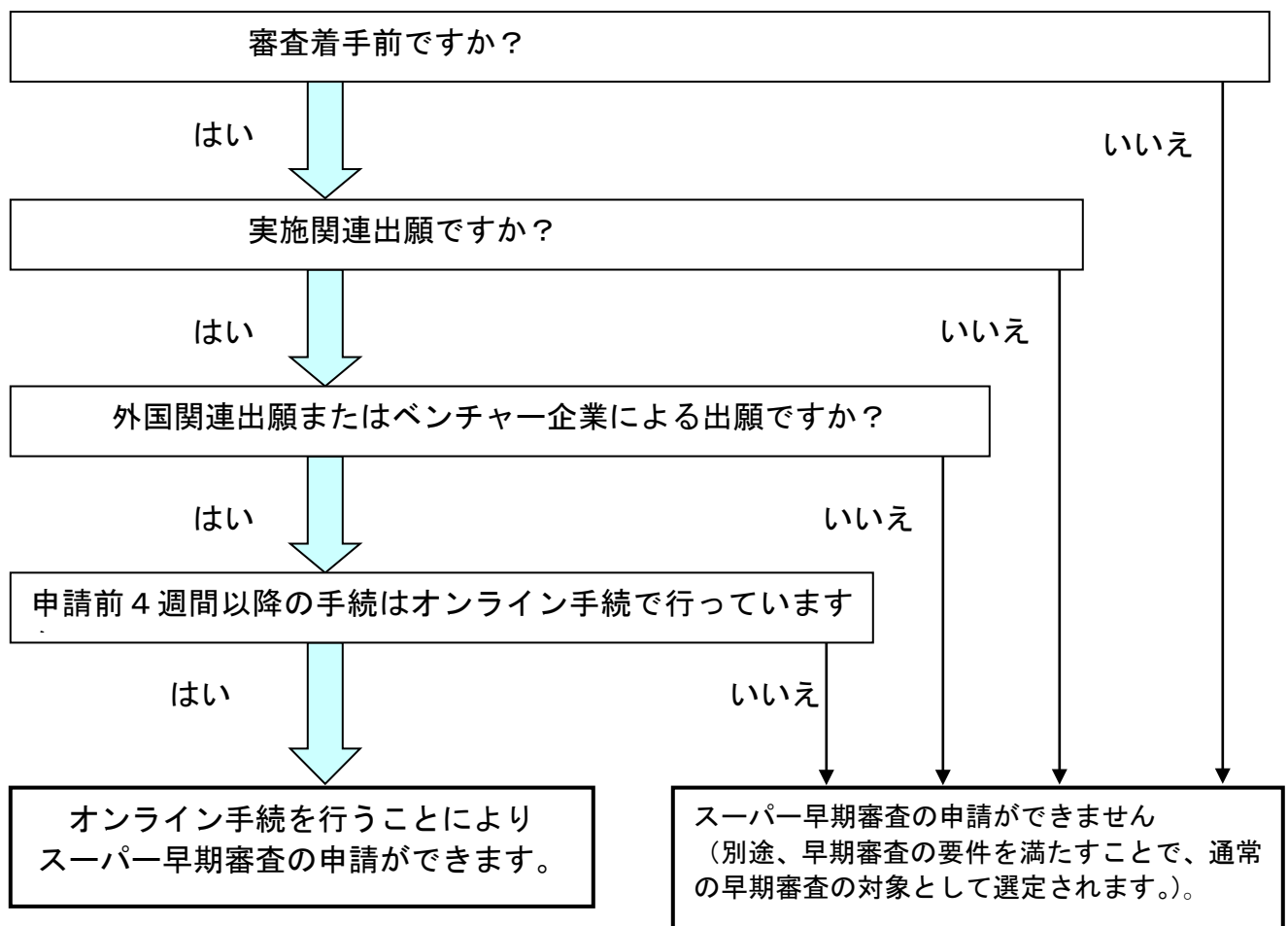
(iii)資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の法人に支配されていない法人*

*他の法人に支配されていないこととは以下の a. 及び b. に該当していることを指します。

a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の 1/2 以上の株式又は出資金を有していないこと

b. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の 2/3 以上の株式又は出資金を有していないこと

(注5) ベンチャー企業による出願における審査請求料の軽減申請書及び証明書・共同出願の場合の持ち分証明書については、当面の間は、スーパー早期審査に関する事情説明書のオンライン提出と同日までに特許庁窓口に提出又は特許庁に直接郵送された場合は、紙で出されていてもスーパー早期審査の対象とします。

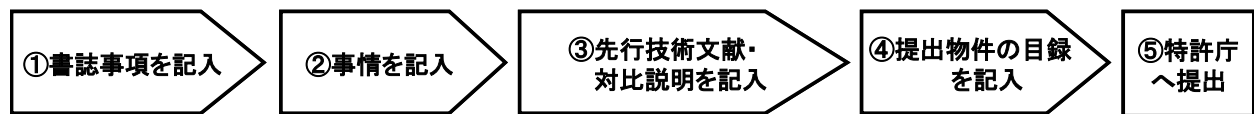


2. スーパー早期審査の申請手続

スーパー早期審査の申請手続の流れは、通常の早期審査の申請手続と同様であり、概略は以下のとおりです。

スーパー早期審査の申請に当たっては、通常の早期審査の申請と同じ、「早期審査様式1」（「特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン」早期審査の申請手続①を参照）を用いてください。

以下、スーパー早期審査の申請に特に必要となる点について、①～⑤の順に記載要領を示します。



(1) 「実施関連出願」かつ「外国関連出願」の場合

① 書誌的事項の記載要領

通常の早期審査の申請と同様に提出日、事件の表示、提出者及び代理人の各欄を記載してください（「特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン」Ⅱ. 5. (1) ①を参照）。

② 「事情」の記載要領

冒頭に、「スーパー早期審査を希望する」ことを必ず記載してください。「スーパー早期審査を希望する」以外の表現を用いた場合、スーパー早期審査の申請とは取り扱われないことがあります。また、実施関連出願かつ外国関連出願であることを詳細に記載してください。

外国関連出願、実施関連出願のそれぞれの要件についての必要な記載の程度は、通常の早期審査の場合と同じです。

<実施関連出願であることの説明>

製品を実際に製造販売している場合や、スーパー早期審査の申請から2年以内に生産開始を予定している場合などが実施関連に該当するので、その実施状況を記載します。

<外国関連出願であることの説明>

日本国特許庁以外の特許庁、政府間機関に出願を行ったこと、又は国際出願を行ったことを、出願した国（機関）の出願番号、公報番号又は国際出願番号を含めて具体的に記載してください。これらの番号が記載されている場合には、出願日の記載及び日本国特許庁以外の特許庁、政府間機関又は受理官庁に出願を行った事実を疎明する書面（出願書類の謄本など）の提出を省略することができます。

(記載例：既に製品を製造・販売している場合かつ外国出願済の場合)

【早期審査に関する事情説明】
1. 事情
スーパー早期審査を希望する。
請求項1に記載された〇〇〇〇制御装置を用いた〇〇〇〇を平成〇〇年〇月から製品名「〇〇〇〇」として製造・販売している。
また、欧州特許庁及び米国特許商標庁へ出願を行った。
欧州特許庁への出願の出願番号は〇〇〇〇〇〇〇である。また、米国特許商標庁では既に特許になっており、米国特許公報の番号は〇〇〇〇〇〇〇〇〇である。
よって、当該出願は実施関連出願であり、かつ外国関連出願である。

※製品名の記載は必須ではありませんが、できるだけ実施状況を詳しく記載してください。

※なお、外国関連出願において、上記いずれの番号も付与されていない場合には、出願した国（機関）及び年月日を記載し、当該外国出願の願書の写し等を添付してください（添付の方法は、下記④を参照）。

(記載例：申請から2年以内に生産開始する場合かつ外国出願済の場合)

【早期審査に関する事情説明】
1. 事情
スーパー早期審査を希望する。
請求項〇〇に記載されているように、〇〇〇〇の点を〇〇〇〇した〇〇〇〇を取り付け、〇〇〇に〇〇〇〇を設けた〇〇〇〇〇〇を2年以内に生産開始する予定の実施関連出願である。
また、欧州特許庁及び米国特許商標庁へ出願を行った。
欧州特許庁への出願の出願番号は〇〇〇〇〇〇〇である。また、米国特許商標庁では既に特許になっており、米国特許公報の番号は〇〇〇〇〇〇〇〇〇である。
よって、当該出願は実施関連出願であり、かつ外国関連出願である。

③「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領

スーパー早期審査の申請を行う場合、先行技術調査を行った結果、及び、発見された先行技術文献との対比説明を必ず記載してください。

※ 中小企業、個人、大学・短期大学、公的研究機関、承認TLO又は認定TLOも、先行技術調査を必ず行ってください。

③-1 外国特許庁の調査結果がない場合

外国関連出願については、先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただく必要があります。対比説明は、特許請求の範囲に記載された発明と先行技術の内容とを比較検討し、両者の相違点や技術的に有利な効果を、具体的かつ簡潔に記載してください。

なお、明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などをあげて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は簡略記載が可能です（「特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン」II. 5. (2) ③-1を参照）。

③-2 外国特許庁の調査結果がある場合

外国特許庁での先行技術調査結果が既に得られている場合は、当該調査結果として引用された全ての先行技術文献を記載してください。明細書中での調査結果・対比説明がある場合でも省略しないでください。

なお、出願人自らによる先行技術調査及び当該調査結果の記載を省略することは可能です（「特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン」II. 5. (2) ③-2を参照）。

		外国特許庁の調査結果	
		あり	なし
明細書中の調査結果・対比説明の記載	あり	外国特許庁での調査結果で引用された先行技術文献の開示と対比説明が必要	簡略記載が可能
	なし	外国特許庁での調査結果で引用された先行技術文献の開示と対比説明が必要	先行技術調査を行い、先行技術文献を開示。更に、本願発明と先行技術との対比説明が必要

<分割出願である場合>

分割出願である場合、【早期審査に関する事情説明】の中に、「3. 分割の実体的要件を満たすことの説明」の欄を設け、分割の実体的要件を満たすこと等の説明等を記載してください（スーパー早期審査の申請時に既に上記の説明が上申書で提出されている場合は、改めて、事情説明書に記載する必要はありません。）。

分割の実体的要件を満たすこと等の説明等が記載されていない場合は、スーパー早期審査の対象外となりますので、十分留意してください。

(記載例)

<p>【早期審査に関する事情説明】 3. 分割の実体的要件を満たすことの説明</p>
--

(記載の詳細は、特許庁HP「出願を分割する際の説明書類に関する出願人への要請について、平成19年3月23日、特許審査第一部調整課審査基準室」を参照 http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shinsa/bunkatu_yousei.htm)

④「提出物件の目録」の記載要領

【早期審査に関する事情説明】に記載した先行技術文献については、その写しを添付してください。ただし、通常の早期審査と同様に、先行技術文献の写しの添付を省略できる場合があります（「特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン」II. 5. (2) ④を参照）。

先行技術文献を添付する場合、必ずイメージデータとして組み込み、オンライン手続を行ってください。書面手続の場合はスーパー早期審査の対象外となります。

また、早期審査に関する事情説明補充書が提出された場合も同様にスーパー早期審査の対象外となりますので留意してください。

⑤特許庁への提出

(ア) 提出方法 : オンラインのみ

「早期審査に関する事情説明書」は、必ずオンライン手続を行ってください（書面による庁への持参あるいは郵送等での提出方法を採用した場合は、スーパー早期審査の対象外となりますので留意してください。）。

(イ) 手数料

スーパー早期審査の申請に際しては、通常の早期審査の申請と同様に、特許庁へ

の手続に係る手数料は不要です。

（２）ベンチャー企業による出願かつ「実施関連出願」の場合

① 書誌的事項の記載要領

上記 2. (1). ①を参照してください。

② 「事情」の記載要領

冒頭に、「ベンチャー企業対応スーパー早期審査を希望する」ことを必ず記載してください。ベンチャー企業対応面接活用早期審査とは併用できませんので御注意ください。「ベンチャー企業対応スーパー早期審査を希望する」以外の表現を用いた場合、スーパー早期審査の申請とは取り扱われなことがある場合があります。また、ベンチャー企業による出願かつ実施関連出願であることを具体的に記載してください。

<ベンチャー企業による出願であることの説明>

「ベンチャー企業による出願」であることを説明するには、出願人の全部又は一部が上記 1. (注 4) に示した(i)から(iii)までのいずれかに該当することを記載します。

※登記簿本等の証明書の提出は原則不要ですが、特許庁から求めがあった場合には速やかに提出してください。

ベンチャー企業による出願であることに関する必要な記載の程度は、ベンチャー企業対応面接活用早期審査の場合と同じです（「特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン」Ⅱ. 5. (7) ②を参照）。

<実施関連出願であることの説明>

製品を実際に製造販売している場合や、スーパー早期審査の申請から 2 年以内に生産開始を予定している場合などが実施関連に該当するので、その実施状況を記載します。

実施関連出願であることに関する必要な記載の程度は、通常の早期審査の場合と同じです（「特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン」Ⅱ. 5. (3) ②を参照）。

（記載例：資本金 3 億円以下の研究開発型ベンチャー企業が発明に係る試作品を申請から 2 年以内に他社に提供する場合）

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

ベンチャー企業対応スーパー早期審査を希望する。

(1) ベンチャー企業による出願であることの説明

出願人株式会社〇〇〇〇は資本金〇億円であるから資本金3億円以下であり、〇〇〇〇年〇月〇日設立であるから設立から10年未満であり、かつ、他の法人に支配されていない企業であるから、「スーパー早期審査の取扱い」に定めるベンチャー企業である。

(2) 実施関連出願であることの説明

出願人は請求項1に記載された〇〇〇〇装置の研究開発を行っている研究開発型の企業であり、自身が研究開発した〇〇〇〇装置について、他社と提携して製品化を図る予定である。そして、出願人は、他社との提携の検討のために、当該請求項に係る〇〇〇〇装置の試作品を、今後2年以内に他社に提供することを予定しているから、この出願は出願人による実施関連出願である。

(記載例：小規模企業が申請から2年以内に生産開始する場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

ベンチャー企業対応スーパー早期審査を希望する。

(1) ベンチャー企業による出願であることの説明

出願人〇〇〇〇は、開業届出書を税務署に提出した個人事業主であり、事業の開始日が〇〇〇〇年〇月〇日であって事業開始後10年未満であるから、「スーパー早期審査の取扱い」に定めるベンチャー企業である。

(2) 実施関連出願であることの説明

請求項〇〇に記載されているように、〇〇〇〇の点を〇〇〇〇した〇〇〇〇を取り付け、〇〇〇に〇〇〇〇を設けた〇〇〇〇〇を2年以内に生産開始する予定の実施関連出願である。

(記載例：個人事業主が既に製品を製造・販売している場合)

【早期審査に関する事情説明】

2. 事情

ベンチャー企業対応スーパー早期審査を希望する。

(1) ベンチャー企業による出願であることの説明

出願人〇〇〇〇は、開業届出書を税務署に提出した個人事業主であって、〇〇〇〇年〇月〇日に事業を開始したため事業開始後10年未満であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるベンチャー企業である。

(2) 実施関連出願であることの説明

請求項1に記載された〇〇〇〇制御装置を用いた〇〇〇〇を〇〇〇〇年〇月から製品名「〇〇〇〇」として製造・販売している。

③ 「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領

「特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン」の「中小企業・個人・大学・TLO・公的研究機関」の場合と同様、ベンチャー企業が単独で出願する場合には、先行技術の開示に当たり先行技術調査を改めて行うことは必要ではありません（大企業との共同出願の場合は、先行技術調査が必要となります。）が、出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要となります。

したがって、対比説明を行うために、先行技術調査結果に基づく文献名や、早期審査の事情説明書提出までに知った文献名を記載することが必要です。

③-1 明細書に先行技術文献と対比説明の記載がない場合

ベンチャー企業が単独で出願する場合には、先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただくことを推奨しますが、上記出願人に限り先行技術調査は必須ではなく、出願人が知っている文献を記載していただくことで足りるものとします（「特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン」II. 5. (1) ③-1を参照）。

③-2 明細書中に先行技術文献と対比説明がある場合

明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などを挙げて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は、簡略記載が可能です（「特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン」II. 5. (1) ③-2を参照）。

③-3 明細書に先行技術文献のみの記載がある場合

明細書において先行技術文献の開示は適切になされているものの、対比説明が不十分な場合には、対比説明の欄に対比説明を記載することが必要です。（「特許

出願の早期審査・早期審理ガイドライン」Ⅱ. 5. (1) ③-3を参照)

<分割出願である場合>

上記2. (1) ③を参照してください。

④ 「提出物件の目録」の記載要領

上記2. (1) ④を参照してください。

⑤ 特許庁への提出

上記2. (1) ⑤を参照してください。

3. 手続上の留意点

以下のA～Dの場合には、スーパー早期審査の対象外とし、通常の早期審査として取り扱いますので留意してください。

- A. スーパー早期審査の申請前4週間以降にオンライン手続以外の手続が発生した場合(オンラインでの受領を行わず、書面での発送になった場合も含む。ただし、上記1. (注5)に示したとおり、ベンチャー企業による出願における審査請求料の軽減申請書及び証明書・共同出願の場合の持ち分証明書については、当面の間は、スーパー早期審査の事情説明書のオンライン提出と同日までに特許庁窓口へ提出又は特許庁へ直接郵送された場合は、紙で出されていてもスーパー早期の対象とします。)
- B. スーパー早期審査の申請以降に出願人の特許庁に対する手続に方式不備等があり、審査に遅延が生じた場合
- C. 拒絶理由通知書の発送の日から30日以内(在外者の場合は2か月以内)に回答がなされなかった場合
- D. 分割出願について、上申書又は早期審査の事情説明書により、分割の実体的要件を満たすこと等の説明等がなされていない場合

具体的には、下記に示すそれぞれの時点で、以下の点に留意してください。

<スーパー早期審査の申請時>

- (1) 包括委任状等、書面での提出が必要な手続は、ベンチャー企業による出願における審査請求料の軽減申請書及び証明書・共同出願の場合の持ち分証明書を除きスーパー早期審査の申請の4週間より前に行ってください。
- (2) 「早期審査に関する事情説明書」に手続上の不備がないことを十分に確認し

た上で手続してください。

- (3) 「早期審査に関する事情説明書」は、提出物件の添付も含めて必ずオンラインで手続してください。
- (4) DO出願の場合の申請手続は、可能な限り、国内出願番号で行ってください。国際出願番号で手続を行った場合には、出願番号特定通知書をオンラインで発送いたしますので、早期に受領してください。
- (5) DO出願の場合は、可能な限り、条約第19条補正の写し、条約第34条補正の写しの提出は行わないでください。同様の補正が必要な場合は、特許請求の範囲（条約第34条補正にて、明細書、図面の補正がなされている場合には、明細書、図面も含む。）を全文補正する旨の手続補正書をオンラインで提出することにより行ってください。条約第19条補正の写し、条約第34条補正の写しが提出されている場合は、期限内に一次審査が行えない場合があります。
- (6) 分割出願の場合は、分割の実体的要件を満たすこと等の説明をしてください。この説明は、「早期審査に関する事情説明書」に記載する代わりに上申書で提出することも可能です（スーパー早期審査の申請時に、既に上申書で上記の説明がなされている場合は、「早期審査に関する事情説明書」における記載は不要です。）。

<拒絶理由通知に対する応答時>

- (1) 拒絶理由通知書が特許庁からオンライン発送された場合は、必ずオンラインで受領してください。
- (2) 意見書、手続補正書等は、必ずオンライン手続を行ってください。
- (3) 提出する意見書、手続補正書等に不備がないことを十分に確認した上で手続を行ってください。
- (4) 意見書、手続補正書は、必ず拒絶理由通知書の発送の日から30日（在外者の場合は2か月）以内に提出してください。
- (5) 応答期間の期間延長請求は行わないでください。
- (6) 面接を要請する場合は、スーパー早期審査案件としての応答期間を考慮して、速やかに審査官に連絡をしてください。

<スーパー早期審査の申請時から最終処分までの期間>

- (1) 特許庁に何らかの手続を行う場合は、ベンチャー企業による出願における審査請求料の軽減申請書及び証明書・共同出願の場合の持ち分証明書を除き必ずオンライン手続を行ってください。
- (2) 手続書類に不備がないことを十分に確認した上で手続を行ってください。

スーパー早期審査の対象外となった場合は、その時点で速やかに、理由を付して封書により出願人（代理人）に通知します。

4. 審査手続等

（1）審査手続

①選定手続

スーパー早期審査を希望する旨が記載された「早期審査に関する事情説明書」の提出があった場合、スーパー早期審査に付すか否かの選定を行います。

②選定結果の通知

選定の結果、スーパー早期審査の対象としては選定しないが、早期審査の対象として選定する場合、及び、スーパー早期審査の対象としても通常の早期審査の対象としても選定しない場合については、理由を付して封書により出願人（代理人）に通知します（スーパー早期審査の対象として選定した場合には、通知は行いません。）。

③審査官によるスーパー早期審査の開始

選定の結果、スーパー早期審査の対象となった案件については、担当審査官は速やかに審査を開始します。スーパー早期審査の対象として選定された案件については、基本的に「早期審査に関する事情説明書」の受理日から、1か月以内（DO案件・共同出願で持ち分証明書を紙で提出した場合については、原則2か月以内）に一次審査の結果を発送可能とします（不可避の理由がある場合を除く。）。

また、審査の結果、拒絶理由通知書を発送する場合、応答期間は60日（在外者は3か月）と指定しますが、発送日から30日（在外者は2か月）以内に意見書、手続補正書を提出してください。

なお、拒絶理由通知書の末尾には、「この出願は、スーパー早期審査の対象案件です。この通知書の発送の日から30日以内に意見書、手続補正書が提出されない場合には、スーパー早期審査の対象外となることに留意してください。」のように付記されます。

④審査結果の発送が遅れる旨の通知

非特許文献の入手に時間を要する場合、書類の電子化に時間を要する場合、未公開先願が存在する場合など、不可避の理由により、1か月以内（DO案件・共同出願で持ち分証明書を紙で提出した場合については、原則2か月以内）で一次審査の結果を発送可能とできない場合は、一次審査の結果の発送が遅れる旨を、封書によ

り、出願人（代理人）に通知します。

このような場合、後日、発送される拒絶理由通知書等に、審査結果の発送が遅れた理由を付記します。また、審査再開後は、引き続きスーパー早期審査案件として審査手続を進めます。

（２）出願公開前の審査における留意点

出願公開前に一次審査が行われる場合は、以下の点に留意してください。

①審査の一時保留

審査官が先行技術調査を行った結果、以下の（a）～（b）に該当する出願を発見した場合は、出願人に審査を一時保留している旨の通知書を審査官名でオンライン発送します。（（b）の場合については、先願の国際公開番号も記載した通知書を発送します。）

（a）「後に出願公開されると特許法第29条の2の先願となる出願」

（b）「後に翻訳文が提出されると特許法第29条の2の先願となる外国語でなされた国際出願^{（注3）}」

（注3）特許法第184条の4第1項に規定する明細書の翻訳文、同項若しくは同条第2項に規定する請求の範囲の翻訳文が提出されると第29条の2の先願となる外国語でなされた国際特許出願、又は、実用新案法第48条の4第1項に規定する明細書の翻訳文、同項若しくは同条第2項に規定する請求の範囲の翻訳文が提出されると特許法第29条の2の先願となる外国語でなされた国際実用新案登録出願

この通知書に対して、出願人は応答する必要はありません。

また、後日、拒絶理由通知書が発送された場合、引き続きスーパー早期審査案件として審査手続を進めます。

②優先権の主張を伴う先願等の取扱いについて

出願前1年以内に外国特許庁、政府間機関又は受理官庁に出願されている基礎出願については、後に優先権の主張を伴って日本国特許庁に出願された場合、特許法第29条の2の先願となる可能性があります。

しかし、出願公開前の審査の時点では、外国特許庁等に基礎出願がされているのみであり、日本国特許庁への出願がされていなければ、第29条の2の先願とはなり得ません。このため、他に拒絶の理由を発見しない場合は、特許査定されることとなります。

問合せ窓口

特許庁審査第一部 調整課 審査業務管理班

TEL : 03-3581-1101 (内線 3106) E-mail : PA2210@jpo. go. jp

以上